

# 令和元年度 第10回全体庁議（11月11日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(16) 第2次帯広市都市計画マスタープラン（原案）について〔都市建設部〕
----	-------	--------------	---------------------------------------

## ■ 提案・報告の趣旨

今年度に策定する第2次帯広市都市計画マスタープランの原案について、令和元年11月21日の建設文教委員会に報告するもの。

## ■ 提案・報告の主な内容(概要)

### 1. 計画の位置づけ等

マスタープランは、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、帯広市の総合計画などに即して策定するもの。計画期間は、現行のマスタープランと同様に20年間とし、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 2. 基本理念と将来都市構造

#### (1) 基本理念

人口減少や高齢化が進行する中、持続可能なまちの基盤を整備することが今後ますます重要となっていることを踏まえ、都市計画の基本理念を、「みんなで創り 未来へつなぐ みどり豊かな帯広の 心地よい暮らし」とする。

#### (2) 将来都市構造

##### ① 基軸

都市機能が集積する国道38号や236号を中心とするエリアをそれぞれ「東西軸」、「南北軸」に、また、帯広の森や高規格道路などを中心としたエリアを「外環軸」に位置づけるほか、各基軸間をつなぐ道路等を「補完軸」に位置付け、基軸や補完軸の効果が発揮されるような土地利用や都市施設等の整備を図るもの。

##### ② エリア

都市計画区域を中心部、既成市街地、郊外住宅地、工業、保全エリアの5つに区分し、それぞれの地域の特性を踏まえた取り組みの方向性を示すもの。

### 3. 分野別方針

「土地利用」「都市施設等」「都市環境」の3つに体系立てて整理し、主な方向性を示すもの。

### 4. 実現に向けて

マスタープランの推進にあたっては、行政が主導するばかりではなく、市民協働による「まち育て」を基本姿勢として取り組みを推進するものとし、具体的な取り組み内容については、今後、庁内の各部署と連携しながら、協議を進める。

## ■ 今後のスケジュール

今年度の計画策定に向けて作業を進める。

- ・ 令和元年11月 建設文教委員会へ報告
- ・ 令和元年12月 パブリックコメント、北海道庁との協議
- ・ 令和2年1月 建設文教委員会へ報告、計画完成

## ■ 審議結果

同内容で、11月21日の建設文教委員会へ報告することが了承された。

## ■ その他、指摘事項等